聖心女子大学図書館所蔵図書等の撮影及び掲載の申請手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聖心女子大学図書館所蔵図書等の複写及び撮影等利用に関する要領第1条 第2項の規定に基づき、聖心女子大学図書館(以下「図書館」という。)の所蔵する図書及び資料(マイクロフィルム、磁気ディスク等に記録されたものを含む。以下「図書等」という。)を 出版物へ掲載すること(公共の電波による放映等を含む。以下同じ。)を目的として撮影をする 場合の申請手続に関し、必要な事項を定める。

(申請)

- 第2条 図書等の撮影及び出版物への掲載(以下「撮影・掲載」という。)を希望する者(以下「申請者」という。)は、利用目的を明記した図書等撮影・掲載申請書(書式任意)を図書館長(以下「館長」という。)に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 貴重図書を出版物へ掲載すること(公共の電波による放映等を含む。以下同じ。)を目的として撮影をする場合並びに複製を希望する場合の申請手続に関し必要な事項は、別に定める。 (許可)
- 第3条 館長は、撮影・掲載を許可する場合は、図書等撮影・掲載許可書を申請者に交付する。
- 2 前項の場合においては、次に掲げる事項を付帯条件とすることができる。
 - (1) 撮影をするときは、図書館職員の指示に従うこと。
 - (2) 撮影をしたものについては、申請書記載の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 掲載にあたっては、当該図書等が図書館所蔵であることを明記すること。
 - (4) 撮影に使用したフィルム及び出版物(放映した場合にあっては、当該番組の録画ビデオテープ) をそれぞれ1部寄贈すること。
 - (5) 撮影をすることなく、図書館の所蔵するフィルム等により、目的を達することができると認められる場合は、これを利用して掲載をすること。
 - (6) 著作権者から、撮影・掲載の同意を得ていることを明らかにすること。
 - (7) 前各号のほか、図書等の保全上、館長が特に必要と認めたこと。

(撮影・掲載を許可しない場合)

- 第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、撮影・掲載を許可しないことがある。
 - (1) 撮影により図書等の保存に悪影響が生ずると認められるとき。
 - (2) 撮影・掲載が好ましくない用途に供するために行われると認められるとき。
 - (3) 撮影により図書館の事務処理に支障が生じると認められるとき。
 - (4) 著作権者から、撮影・掲載の同意を得ていないとき。
 - (5) 前各号のほか、撮影・掲載をすることが適当でないと認められるとき。

(許可の取り消し等)

- **第5条** 館長は、第3条第2項の規定に基づき付した条件に対し、申請者がこれに従わない場合は、撮影・掲載の許可の取り消し又は撮影・掲載の中止(以下「取り消し等」という。)をするものとする。この場合において、賠償責任等が生じたときは、申請者がすべてその責任を負うものとする。
- **2** 取り消し等をされた申請者に対しては、以後の撮影・掲載を許可しないことがある。 (**経費**)
- 第6条 撮影・掲載に関わる経費が発生した場合は、申請者が実費負担するものとする。 (要領の改廃)
- 第7条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。